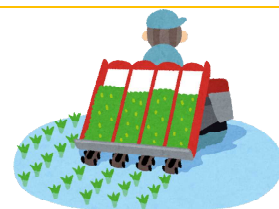


農地の貸借の仕組みが変わります！



農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく利用権設定は廃止されます。



今後利用できる貸借契約の種類は？

- ①農地法3条による貸借 ⇒ 今まで通り受付できます！
- ②農地中間管理事業 ⇒ 今まで通り受付できます！
- ③農用地利用集積計画 ⇒ 令和7年3月まで活用できます！
- ◎農用地利用集積計画書の最終締切は

令和7年3月17日（月）となります。

※令和7年3月までに対象農地のある地区で地域計画を策定すると、以降は農用地利用集積計画による貸し借りができなくなります（阿波市の地域計画策定は令和7年3月を予定しています）。

①と②の主な違い	仕組み	貸借の期間	期間満了時の取扱い
①農地法3条による貸借	出し手⇄受け手	年単位	契約の解約をしない限り自動更新されます
②農地中間管理事業	出し手⇄中間管理機構⇄受け手	3年以上	農地は出し手に戻ります

令和7年度以降は設定済みの農用地利用集積計画はどうなるのか？

令和6年度までに設定したものについては、期間満了まで有効となります。
例：令和6年3月から5年間で設定した場合
⇒令和11年3月まで有効となります。



阿波市農業委員会

お問い合わせ先：0883-36-8751